

(案)

尾鈴(川北)国有林1020林班森林整備事業
(誘導伐:密着造林型(一貫作業))請負 契約書

- 1 事業名 尾鈴(川北)国有林1020林班森林整備事業(誘導伐:密着造林型(一貫作業))請負
- 2 履行場所 尾鈴(川北)国有林1020い1林小班外
別紙、図面のとおり
- 3 事業内容 誘導伐作業 面積 10.41 ha
伐倒数量 3,784 m3
予定数量 集造材 3,180 m3
C材等未利用材(1,250m3)を含む
植付作業 10.41 ha
獣害防止ネット設置 6,200 m
(別紙、記番別作業内訳表、作業工程別数量内訳表、作業内訳書のとおり)
- 4 事業期間 自 契約締結の翌日
至 令和9年2月26日
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税額」に係る消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
〔()の部分は、請負者が課税対象者である場合に使用する。〕

7 選択条項

別冊約款中選択される事項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選 択 事 項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
○	部分払	月1回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与品

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡予定箇所	引渡予定日
封印ペンチ		1本	西都児湯森林管理署	契約締結日
封印用鉛		320個	〃	〃
封印用銅線		2巻	〃	〃
発送検知野帳	50枚綴り	7冊	〃	〃
ペンチ		1本	〃	〃

9 特 約 事 項

- (1) 使用する材料は特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。
- (2) 当該契約に係る「暴力団排除に関する特約事項」については、別紙のとおりとする。
- (3) 森林作業道は「森林作業道作設マニュアル」により作設すること。
- (4) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおりとする。
- (5) 特約条件については別紙のとおりとする。
- (6) 伐区外の作業道作設等で発生した事業支障木等(広葉樹等)は、別途買い受けとする。

上記の請負事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、及び製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	宮崎県西都市大字妻909－5 分任支出負担行為担当官 西都児湯森林管理署長 森本 茂	印
-----	-----	--	---

請負者	住 所	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役	印
-----	-----	---------------------------------	---

[注]請負者が共同事業体を結成している場合

請負者 代表者	〇〇共同事業体 住所	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役	印
------------	---------------	---------------------------------	---

	住所	〇〇県〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇林業 代表取締役	印
--	----	------------------------------	---

記 番 別 作 業 内 訳 表（生産事業）

伐区	林 小 班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積 (除地等)	契約面積 (ha)	作 業 期 間		備 考
						自	至	
1伐区	1020㍿1外	誘導伐	8.64		8.64	契約締結の 翌日	R9.2.26	
2伐区	1020㍿2外		1.77		1.77			
計			10.41		10.41			

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 表

材 種	作 業 工 程	細 目	数 量	備 考
素材	集造材外		1,930 m3	
	山元巻立	機械巻立	50 m3	
	封印発送		3,080 m3	
	C材等集造材		1,250 m3	
	C材等山元巻立	機械巻立	50 m3	

作業内訳書

No.1

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
地拵	1020 い1	機械地拵	1.15	0.58	0.57	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
地拵	1020 い4	機械地拵	1.22	0.61	0.61	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
地拵	1020 い2	機械地拵	0.27	0.14	0.13	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
地拵	1020 い4	機械地拵	1.50	0.75	0.75	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
地拵	1020 い2	機械地拵	1.90	0.95	0.95	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
地拵	1020 い2	機械地拵	1.76	0.88	0.88	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
地拵	1020 い1	機械地拵	1.45	0.73	0.72	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
地拵	1020 い	機械地拵	1.16	0.58	0.58	契約締結日の翌日	R9.2.26	－	－	
小 計			10.41	5.22	5.19					
植付	1020 い1	長方形植	1.15	0.00	1.15	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	2,100本	花粉の少ない苗木
植付	1020 い4	長方形植	1.22	0.00	1.22	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	2,200本	
植付	1020 い2	長方形植	0.27	0.00	0.27	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	500本	花粉の少ない苗木
植付	1020 い4	長方形植	1.50	0.00	1.50	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	2,700本	
植付	1020 い2	長方形植	1.90	0.00	1.90	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	3,450本	花粉の少ない苗木
植付	1020 い2	長方形植	1.76	0.00	1.76	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	3,200本	花粉の少ない苗木
植付	1020 い1	長方形植	1.45	0.00	1.45	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	2,650本	花粉の少ない苗木
植付	1020 い	長方形植	1.16	0.00	1.16	獣害ネット設置完了後	R9.2.26	スギコンテナ苗	2,100本	
小 計			10.41	0.00	10.41					
獣害防止ネット設置	1020 い1	獣害防止ネット設置			(700)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	700m	
獣害防止ネット設置	1020 い4	獣害防止ネット設置			(1,000)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	1,000m	
獣害防止ネット設置	1020 い2	獣害防止ネット設置			(150)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	150m	
獣害防止ネット設置	1020 い4	獣害防止ネット設置			(1,000)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	1,000m	
獣害防止ネット設置	1020 い2	獣害防止ネット設置			(850)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	850m	
獣害防止ネット設置	1020 い2	獣害防止ネット設置			(1,000)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	1,000m	
獣害防止ネット設置	1020 い1	獣害防止ネット設置			(700)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	700m	
獣害防止ネット設置	1020 い	獣害防止ネット設置			(750)	契約締結日の翌日	R9.2.26	スカート式ネット	750m	
					(6,150)					
合 計			10.41	0.00	10.41				18,900本	
					(6,150)				6,150m	

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

森林整備事業（誘導伐：密着造林型（一貫作業））請負 仕様書

適用範囲

この仕様書は、西都児湯森林管理署の実施する森林整備事業（誘導伐：密着造林型（一貫作業））請負に適用する。

1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の対象木は、全て伐倒すること。
- (2) 下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ16cm以上、ヒノキ14cm以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹 種	長 級 (m)	径 級 (cm)	C 材	長 級 (m)	径 級 (cm)
スギ	3 4上	14上 14上	対象樹種 スギ	2,3,4	8上
ヒノキ	2	18上	ヒノキ		
	3	14上	その他		
	4	12上			
	6上	14上			

ただし、監督職員の指示のある場合（小径木一般材等）はこの限りではない。

2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

- (1) 伐倒洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。
- (2) 伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- (3) かかり木については、適切な方法で処理すること。
- (4) ワイヤロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- (5) 人工更新を予定している箇所にあつては、植栽、保育等に支障のないように枝条等を適切に処理すること。

3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払いにおける数量の確定

- (1) 伐倒数量
面積按分による材積とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

5 封印発送

- (1) 監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。
- (2) 封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

6 請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による。

7 確定数量及び確定金額の通知

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

8 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$

※補正係数は 1.2 とする。

特記仕様書等

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特 記 仕 様 書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（令和３年４月１日付け２林整整第１４００号林野庁長官通知）に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1. 路網計画（見取り図）

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
- ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ 1.5m 程度以内に抑えるよう努めること。
- ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、Ｓ字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

2. 切土・盛土の均衡

- ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

3. 伐開

別紙１ 保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4. 土工計画

土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
(※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30cm 程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
(※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
(※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
 - ・洗い越しの標準断面図
 - ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
(※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)
- ⑦ その他
事業終了時において、監督職員の指示に従い登坂部分等に、適切な間隔で洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

5. 作業工程表の提出

別紙様式により事業計画表を提出すること。

6. 施工管理

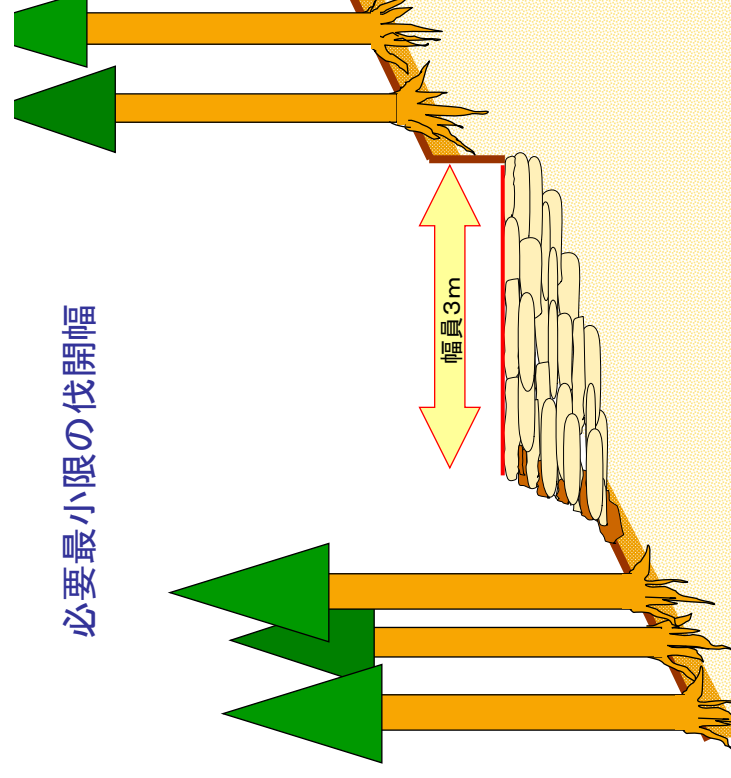
作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。

7. その他（汚濁等が発生した場合の処置）

本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



森林作業道作設マニュアル

森林作業道作設方法

1 線 形（ルート設定）

- ア 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している安全な箇所を通過するように選定する。（土質の脆い箇所、崩壊地等を回避する、集水域を大きく変えるような線形、水が集まりやすい箇所や沢に近接する線形は避けること。）
- イ 曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に運行できるように設定するとともに、主に運搬用として使用する区間については排水に考慮し尾根筋にカーブ状に設定することを心懸けること。また、主に集材等に使用する区間は、基本的に等高線に沿って設定し、雨水等を安全な尾根筋や沢に分散排水させる線形とすること。

2 開 設

（1）盛土のり面保護工

- ア 最初に盛土を支える水平の基礎部を谷側斜面の最下部に作設すること。（地山優先の掘削禁止）
- イ 林地を覆っていた表土及び無機質土壌を交互に基礎部の上に移動・配置し、おおむね30cm程度の層毎にバケット背面等で十分転圧しながらサンドイッチ状に盛土を積み上げること。
- ウ 路体堅固な土構造によることを基本とし、路肩までキャタピラで十分転圧すること。
- エ 盛土勾配はおおむね1割にすること。
- オ はぎ取り表土や根株は谷側の法面に適切に配置し、盛土のり面保護工として活用すること。
- カ 林内への落石、土砂の崩落等の発生を最小限に抑えること。
- キ 不安定な土石、土砂等を路体、切土のり面、盛土部分に放置しないこと。
- ク 切土のり面は直切りとし、切土高は、1.5m程度以内に努めること。
- ケ 主に集材等に使用する区間は、上記1のイのほか、概ね20m毎に低く波打つように波形勾配を利用した分散排水とすること。
- コ カーブ部分は、スムーズに回れる半径（水平方向概ね半径6m以上）、縦断勾配を確保すること。
また、排水はカーブ上部の入り口付近で行い曲線部分への雨水の流入は極力さけること。
- サ 路網幅員は、契約条件に従うこと。
- シ 仕上げ段階で切り取り法面に飛び出した根をカットすること。

（2）構造物の作設

- ア 沢を横断するところには、転石等で洗越等を作設すること。
- イ 洗越は、十分な通水断面積をもたせた緩やかな凹型勾配（5%程度）にし、水の流れに対して直角に作設すること。
また、谷側（吐口）に地山の浸食防止のための石張り、丸太積み、巨石の設置等を行い、山側（呑口）には、少し切り込んで転石等を敷き、よく転圧すること。（上流部、下流部に流速を抑えるための水溜を設ける）
- ウ 急傾斜地や脆い地質の場所は、丸太組等で補強すること。
（構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置）
- エ 作業中及び施業終了時には、豪雨時に出水が予想される崖地や小さな沢等に水切り（丸太等の活用）を設置すること。

（3）機械等

- ア 使用する機械は、現地の状況や開設する作業路網の幅員等に適合した大きさ（0.20m³～0.45m³程度）を使用すること。

3 そ の 他

- ア 伐開手は、作業路網支障木の伐採に当たって、不用意に先行伐採せず、オペレーター等とよく打ち合わせた上で、必要最小限の範囲を伐採すること。
- イ 伐開手は、盛土のり面保護工に利用しやすいように、支障木の伐り口は若干高めに伐採すること。
- ウ 伐開手は、開設作業が効率的に行えるよう伐倒木及び枝条等を適宜整理しておくこと。
- エ 開設作業は、基本的に上り作業で行うこと。
- オ 降雨時等、路体がぬかるみやすい状態での無理な作業は行わないこと。

採材仕様書

採材寸法表

西都児湯森林管理署

1. 玉切りは、採材寸法表により表示されたところを樹心に直角に切り、ひき違いや割れを作らないようにし、元玉のひき残しを必ず切り落とすこと。
2. 柱適材採材の対象樹種はスギ・ヒノキとするが、原則として元玉ならびに二番玉とし、径級範囲は14～18cmの通直材とする。
適材か否かの判断の基準は10.5cm製材製品の一等产品（全角）がとれるか否かによる。特にヒノキについては、積極的に採材する
スギ割柱適材は原則として樹齢55年生以上の元玉で材色は赤系統で美しく年輪がほぼ均一な材を対象とし、原則として末口32cm以上の無節材から採材する。
3. スギ2m（全径級）及び3m・4m小径木（13cm下）の採材はしない。
4. ヒノキ2m（16cm以下）及びヒノキ3m小径木（13cm以下）の採材はしない。
5. ヒノキ4m（7cm以下）の採材はしない。
6. スギC、ヒノキCについては、別途「国有林材安定供給システム企画提案内容」による。
7. 採材寸法表は、右記の表のとおり。

留意事項

1. 平成元年1月10日 第2号「当面の採材について」
2. 平成元年3月29日 元継利第55号「スギ・ヒノキの価格体系の改定について」
3. 平成17年6月6日 ラミナー用原材料生産に伴う参考資料
4. 平成21年8月31日 21九販第30号「C材等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取り扱いについて」
28九登第54号「平成28年度以降に適用する素材販売価格及び立木販売基準価格について」
5. 平成29年2月13日 一部改正について

樹種	用途	長 (m)	径級 (cm)	品等	延寸 (cm)	備考
スギ	一般材(小径)	3.0 ～ 4.0	8～13下	込	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	3.0 ～ 4.0	14上	元・並	5	
	芯持柱	3.0	16～20	元・並	5	通直で無節に近いもの
	割柱	3.0	34上	元・並	10	赤芯で目細な無節材元玉原則
	長材	6.0 ～ 8.0	14上	元・並	10	
	梁材	4.2	24～26	元	10	単曲材で元玉
		5.2	24～28			
		6.2	24～28			
	ラミナ(直)	3.0 ～ 4.0	末口14～元口45以内	5	5	最高矢高 10cm以内
	ラミナ(曲)	3.0 ～ 4.0	末口14～元口40以内	5		
ヒノキ	一般材(小径)	3.0 ～ 4.0	8～13下	込	5	システム販売相手方との協定による
		3.0 ～ 4.0	8～13下	込	5	システム販売相手方との協定による
	一般材	2.0	18上	元・並・込	5	
	一般材	3.0	14上	元・並	5	
	一般材	4.0	12上	元・並・込	5	
	芯持柱	3.0	16～20	元・並	5	通直で無節に近いもの
	長材	6.0 , 8.0	14上	元・並	10	直材で元玉
	梁材	4.2	18～22	元	10	単曲材で元玉
		5.2	22～26			
		6.2	24～30			
マツ	一般材	2.0, 3.0, 4.0	13上	込	5	
	梁材	2.2, 3.2, 4.2	18～24	込	10	単曲材で元玉
モミ	一般材	2.0 , 4.0	24上	込	5	
ツガ	一般材	2.0, 3.0, 4.0	24上	込	5	
他N	一般材	2.0, 3.0, 4.0	14上	込	5	
カシ	一般材	2.1, 3.2, 4.3	20上	込	5	末口径30上通直材長尺採材
その他L	一般材	2.1, 3.2, 4.3	22上	込	5	
NL	チップA	2.0	10上	込	0	
スギ・ヒノキ	端尺材	0.6 ～ 1.6	14上	込	0	根曲り部分からの採材が原則
ス・ヒ・その他	C材等未利用材	0.6上	8上	込	0	システム販売相手方との協定による

地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（２）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特約事項内訳書

記

物件番号	品名	規格	数量(本)	適用
1	林業用 スギコンテナ苗	1～2年生 根元径 5mm以上 苗長 35cm以上 花粉の少ない苗木	18,900 本	
1	獣害防止ネット	強力繊維入り獣害防止ネット 編目:100mm 標準展開サイズ 1.8×50m スカートネットサイズ H0.6×以上×50m 引っ張り強度1200N以上 引っ張り強度(縦目方向)1200N以上を有する強力繊維入り株H1.0以上仕様タイプネットであること。 (公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの) なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 「付属資材」支柱規格FRP製 φ33～35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格であること。	6,150 m	

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

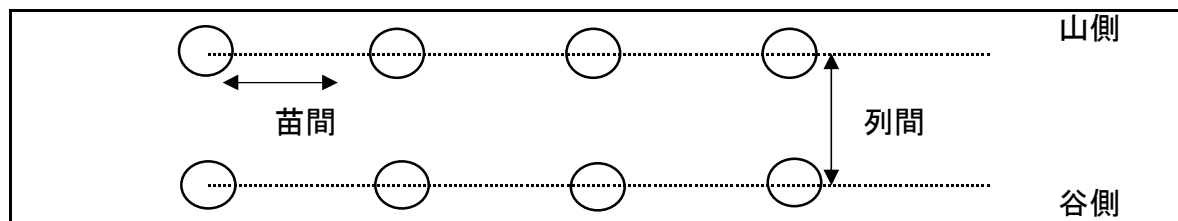
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	1801～1810	2.0	2.8	1020い、1020い4
スギ	1819～1827	2.0	2.7	1020い1、1020い2

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、発注者の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、請負者の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- (1) ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (2) 支柱は地形・地質を考慮し4m間隔を基本に打ち込み固定すること。
- (3) 急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- (4) ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- (5) 支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- (6) 各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には2箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- (7) 支柱の補強については、支柱2本当たり1箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- (8) 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- (9) 上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、請負者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 請負者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 請負者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」とい

う。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 請負者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、請負者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 発注者は、請負者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、請負者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 請負者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

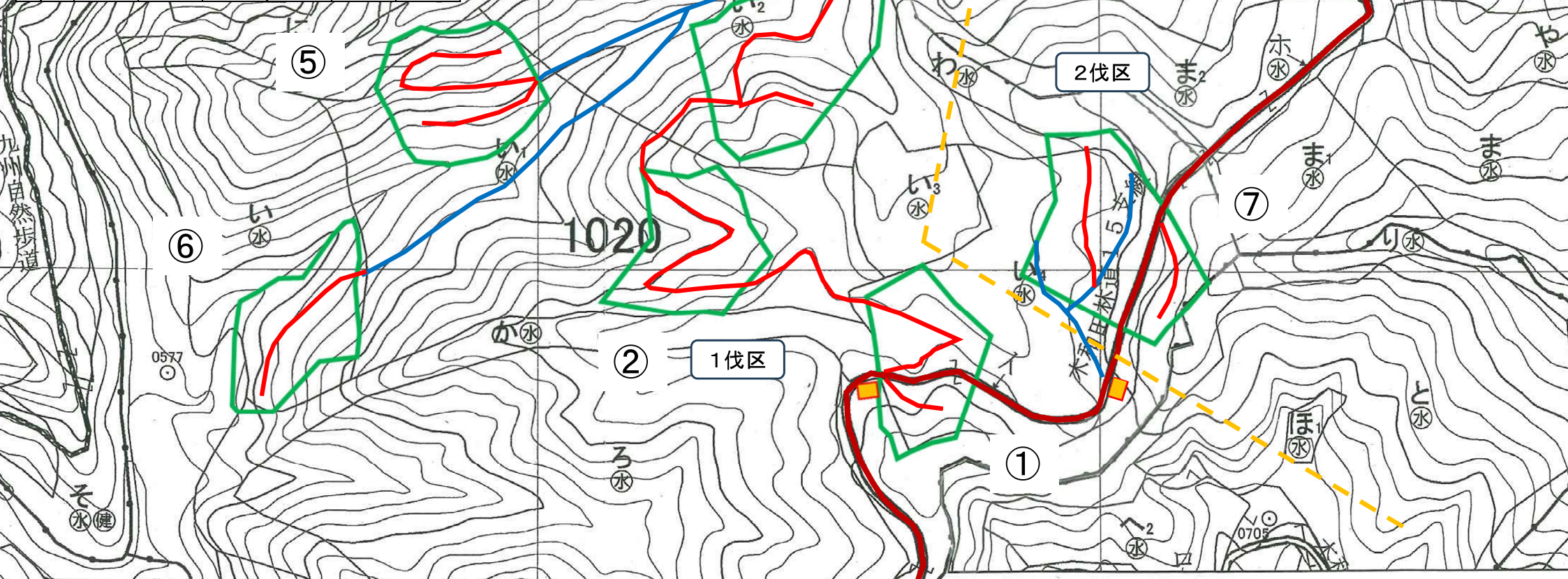
令和8年度 西都児湯森林管理署

森林整備事業 (誘導伐：密着造林型(一貫作業)請負 生産作業図

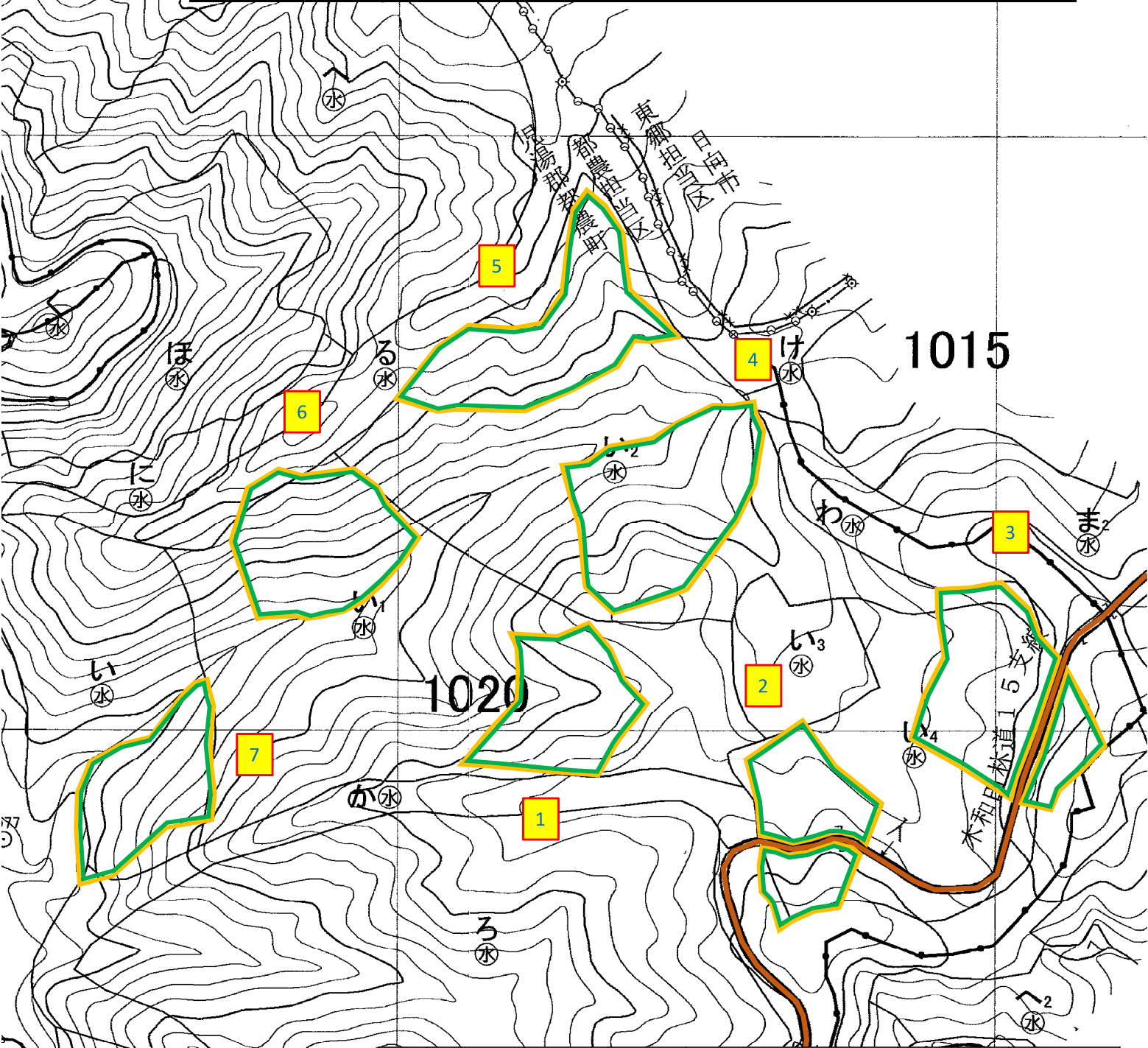
尾鈴(川北)国有林 1020い林小班外

	伐区	林小班	樹種	面積	生産量(m3)		
				(ha)	一般材	C材	合計
①		い4	スギ	0.05	10	10	20
			ヒノキ	1.17	40	140	180
②		い1	スギ	0.63	210	50	260
			ヒノキ	0.52	40	50	90
③		い2	スギ	1.43	580	110	690
			ヒノキ	0.47	80	70	150
④			ヒノキ	1.76	280	260	540
⑤		い1	スギ	0.19	80	10	90
			ヒノキ	1.26	200	190	390
⑥		い	スギ	0.58	240	40	280
			ヒノキ	0.58	90	90	180
⑦	2	い2	ヒノキ	0.27	20	30	50
		い4	ヒノキ	1.50	60	200	260

凡 例			
伐採区域 (複層伐)		森林作業道 (新設)	
伐区界		森林作業道 (修繕)	
林道等		土場	



令和8年度 西都児湯森林管理署
 森林整備事業（誘導伐：密着造林型(一貫作業)請負 造林作業図
 尾鈴(川北)国有林 1020い林小班外 都農森林事務所



凡 例

- 植栽区域
- 獣害防止ネット設置
- 林道
- 既設・新設路網

区域	林小班	区域面積 (ha)	除地 (ha)	契約面積 (ha)	規格	植栽本数 (本)	ネット延長 (m)
1	1020い1	1.15	0.00	1.15	スギ コンテナ苗	2,100	700
2	1020い4	1.22	0.00	1.22		2,200	1,000
3	1020い2	0.27	0.00	0.27		500	150
3	1020い4	1.50	0.00	1.50		2,700	1,000
4	1020い2	1.90	0.00	1.90		3,450	850
5	1020い2	1.76	0.00	1.76		3,200	1,000
6	1020い1	1.45	0.00	1.45		2,650	700
7	1020い	1.16	0.00	1.16		2,100	750
計		10.41	0.00	10.41		18,900	6,150